

事務連絡  
平成27年7月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0731第2号  
平成27年7月31日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公印省略）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）の一部が平成27年厚生労働省告示第335号をもって改正され、平成27年8月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第5号）の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）の一部改正について

別添 1

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
(平成26年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

1 Iの3の(6)を次のように改める。

ア 体外型

a 成人用

- i 当該材料の材料価格には、補助人工心臓血液ポンプ、送血用カニューレ、脱血用カニューレ、駆動用チューブ、心房カフ、スキнкаフ、タイバンド及びシリコン栓の材料価格が含まれ別に算定できない。
- ii 左心補助、右心補助についてそれぞれ1個を限度として算定できる。

b 小児用

- i 血液ポンプ、動脈送血用カニューレ及びドライビングチューブはいずれも、左心補助、右心補助についてそれぞれ1個を限度として算定する。心尖部脱血用カニューレは左心補助について1個を限度として算定する。心房脱血用カニューレは右心補助について1個を限度として算定する。アクセサリーセットは、血液ポンプを算定する際に1個を限度として算定する。

- ii 当該材料を、前回算定日を起算日として3ヶ月以内に算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

- iii 当該材料は、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定する。

- iv 当該材料は以下のいずれにも該当する場合に算定することができる。なお、届出は別添届出様式により提出すること。

- ① 心臓血管手術の症例が年間100例以上であり、そのうち18歳未満の症例に対する心臓手術が年間50例以上であること。
- ② 11歳未満の症例に対する機械的循環補助を過去5年間で3例以上経験していること。なお、機械的循環補助とは、補助人工心臓、左心バイパス又は左心系脱血を伴う膜型人工肺の装着を指す。
- ③ 常勤の心臓血管外科の医師が3名以上配置されており、このうち2名以上は心臓血管外科の経験を5年以上有しており、1名は少なくとも1例以上の補助人工心臓の経験を有していること。
- ④ 5年以上の経験を有する小児循環器科の医師が1名以上配置されていること。
- ⑤ 当該療養を行うに当たり関係学会から認定された施設であること。

- v ivに係る届出に当たっては、関係学会より認定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。

- vi 小児用補助人工心臓セットを用いて小児用補助人工心臓装着術を行った場合は、区分番号「K603」補助人工心臓(1日につき)の点数に準じて算定する。

2 Iの6の(3)の表040(4)②の項の次に次のように加える。

	機能区分	承認番号	新規収載日
129	補助人工心臓セット (i) 体外型	22700BZX00179000	平成27年8月1日

	② 小児用 ア 血液ポンプ		
129	補助人工心臓セット (i) 体外型 ② 小児用 イ 心尖部脱血用カニューレ	22700BZX00179000	平成27年8月1日
129	補助人工心臓セット (i) 体外型 ② 小児用 ウ 心房脱血用カニューレ	22700BZX00179000	平成27年8月1日
129	補助人工心臓セット (i) 体外型 ② 小児用 エ 動脈送血用カニューレ	22700BZX00179000	平成27年8月1日
129	補助人工心臓セット (i) 体外型 ② 小児用 オ アクセサリーセット	22700BZX00179000	平成27年8月1日
129	補助人工心臓セット (i) 体外型 ② 小児用 カ ドライビングチューブ	22700BZX00179000	平成27年8月1日
129	補助人工心臓セット (i) 体外型 ② 小児用 キ カニューレコネクティングセット	22700BZX00179000	平成27年8月1日
129	補助人工心臓セット (i) 体外型 ② 小児用 ク カニューレエクステンションセット	22700BZX00179000	平成27年8月1日

「特定保険医療材料の定義について」  
(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの085、086(3)中「4つ」を「4つ又は8つ」に改める。
- 2 別表のⅡの129(2)中「体外型(1区分)」を「体外型(9区分)」に、「6区分」を「14区分」に改める。
- 3 別表のⅡ129の(3)中⑥を⑭とし、⑤を⑬とし、④を⑫とし、③を⑪とし、②を⑩とし、①中「体外型」を「体外型・成人用」に、「補助人工心臓セット」を「体外設置式補助人工心臓セット」に改め、①の次に次のように加える。
  - ② 体外型・小児用・血液ポンプ  
小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用の血液ポンプであること。
  - ③ 体外型・小児用・心尖部脱血用カニューレ  
小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用の心尖部脱血用カニューレであること。
  - ④ 体外型・小児用・心房脱血用カニューレ  
小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用の心房脱血用カニューレであること。
  - ⑤ 体外型・小児用・動脈送血用カニューレ  
小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用の動脈送血用カニューレであること。
  - ⑥ 体外型・小児用・アクセサリセット  
小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用のアクセサリセットであること。
  - ⑦ 体外型・小児用・ドライビングチューブ  
小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にと

って最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用のドライビングチューブであること。

⑧ 体外型・小児用・カニューレコネクティングセット

小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用のカニューレコネクティングセットであること。

⑨ 体外型・小児用・カニューレエクステンションセット

小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用のカニューレエクステンションセットであること。

別添届出様式

小児補助人工心臓の施設基準に係る届出書添付書類

1 心臓血管手術の実施症例数 【 年 月～ 年 月】			例
2 18歳未満の症例に対する心臓手術の実施症例数 【 年 月～ 年 月】			例
3 過去5年間に於ける11歳未満の症例に対する機械的循環補助経験症例数 【 年 月～ 年 月】			例
4 心臓血管外科の医師の氏名等			
常勤医師の氏名	心臓血管外科の経験年数	補助人工心臓の経験症例数	
	年		例
	年		例
	年		例
	年		例
	年		例
5 小児循環器科の医師の氏名等			
医師の氏名	小児循環器科の経験年数		
	年		
	年		
	年		
	年		
	年		

[記載上の注意]

- 「1」は実績期間内に100例以上が必要であること。また、当該手術症例一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）別添2の様式52により添付すること。
- 「2」は実績期間内に50例以上が必要であること。
- 「3」は実績期間内に3例以上が必要であること。なお、機械的循環補助とは、補助人工心臓、左心バイパス又は左心系脱血を伴う膜型人工肺の装着を指す。また、当該手術症例一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）別添2の様式52により添付すること。
- 「4」及び「5」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）別添2の様式4を添付すること。なお、次のいずれに該当する医師であるかについて備考欄に記載すること。

・心臓血管外科の常勤医師

- ・ 心臓血管外科の常勤医師のうち、心臓血管外科の経験を5年以上有している医師
- ・ 心臓血管外科の常勤医師のうち、1例以上の補助人工心臓の経験を有している医師
- ・ 小児循環器科の医師
- ・ 小児循環器科の医師のうち、小児循環器科の経験を5年以上有している医師

また、当該医師の経歴（当該病院での勤務時間及び当該診療科での経験年数並びに心臓血管外科の常勤医師については機械的循環補助所定の経験の有無が分かるもの）を添付すること。

5. 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。
6. 届出にあたっては、関係学会より認定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。



(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成26年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について  
 (傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 補助人工心臓セット</p> <p>ア 体外型</p> <p>a 成人用</p> <p>i 当該材料の材料価格には、補助人工心臓血液ポンプ、送血用カニューレ、脱血用カニューレ、駆動用チューブ、心房カフ、スキнкаフ、タイバンド及びシリコン栓の材料価格が含まれ別に算定できない。</p> <p>ii 左心補助、右心補助についてそれぞれ1個を限度として算定できる。</p> <p>b 小児用</p> <p>i <u>血液ポンプ、動脈送血用カニューレ及びドライビングチューブはいずれも、左心補助、右心補助についてそれぞれ1個を限度として算定する。心尖部脱血用カニューレは左心補助について1個を限度として算定する。心房脱血用カニューレは右心補助について1個を限度として算定する。アクセサリセットは、血液ポンプを算定する際に1個を限度として算定する。</u></p> <p>ii <u>当該材料を、前回算定日を起算日として3ヶ月以内に算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p>iii 当該材料は、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修</p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 補助人工心臓セット</p> <p>ア 体外型</p> <p>a 当該材料の材料価格には、補助人工心臓血液ポンプ、送血用カニューレ、脱血用カニューレ、駆動用チューブ、心房カフ、スキнкаフ、タイバンド及びシリコン栓の材料価格が含まれ別に算定できない。</p> <p>b 左心補助、右心補助についてそれぞれ1個を限度として算定できる。</p> <p><u>(新設)</u></p>

了した医師が使用した場合に限り算定する。

iv 当該材料は以下のいずれにも該当する場合に算定することができる。なお、届出は別添届出様式により提出すること。

① 心臓血管手術の症例が年間 100 例以上であり、そのうち 18 歳未満の症例に対する心臓手術が年間 50 例以上であること。

② 11 歳未満の症例に対する機械的循環補助を過去 5 年間で 3 例以上経験していること。なお、機械的循環補助とは、補助人工心臓、左心バイパス又は左心系脱血を伴う膜型人工肺の装着を指す。

③ 常勤の心臓血管外科の医師が 3 名以上配置されており、このうち 2 名以上は心臓血管外科の経験を 5 年以上有しており、1 名は少なくとも 1 例以上の補助人工心臓の経験を有していること。

④ 5 年以上の経験を有する小児循環器科の医師が 1 名以上配置されていること。

⑤ 当該療養を行うに当たり関係学会から認定された施設であること。

v ivに係る届出に当たっては、関係学会より認定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。

vi 小児用補助人工心臓セットを用いて小児用補助人工心臓装着術を行った場合は、区分番号「K603」補助人工心臓（1日につき）の点数に準じて算定する。

(65)~(100) (略)

4、5 (略)

6 経過措置について

(1)~(3) (略)

(3) (略)

機能区分	承認番号	新規収載日
129 補助人工心臓セット	22700BZX00179000	平成 27 年 8 月 1 日

(65)~(100) (略)

4、5 (略)

6 経過措置について

(1)~(3) (略)

(3) (略)

機能区分	承認番号	新規収載日
(新設)		

	(1) 体外型 ② 小児用 ア 血液ポンプ				
129	補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 イ 心尖部脱血 用カニューレ	22700BZX00179000	平成 27 年 8 月 1 日	(新設)	
129	補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 ウ 心房脱血用 カニューレ	22700BZX00179000	平成 27 年 8 月 1 日	(新設)	
129	補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 エ 動脈送血用 カニューレ	22700BZX00179000	平成 27 年 8 月 1 日	(新設)	
129	補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 オ アクセサリー セット	22700BZX00179000	平成 27 年 8 月 1 日	(新設)	
129	補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 カ ドライビン グチューブ	22700BZX00179000	平成 27 年 8 月 1 日	(新設)	

129 補助人工心臓セット (i) 体外型 ② 小児用 キ カニューレ コネクティン グセット	22700BZX00179000	平成 27 年 8 月 1 日	(新設)		
129 補助人工心臓セット (i) 体外型 ② 小児用 ク カニューレ エクステンシ ョンセット	22700BZX00179000	平成 27 年 8 月 1 日	(新設)		

別添届出様式

小児補助人工心臓の施設基準に係る届出書添付書類

1 心臓血管手術の実施症例数 【 年 月～ 年 月】 例		
2 18歳未満の症例に対する心臓手術の実施症例数 【 年 月～ 年 月】 例		
3 過去5年間における11歳未満の症例に対する機械的循環補助経験症 例数 【 年 月～ 年 月】 例		
4 心臓血管外科の医師の氏名等		
常勤医師の氏名	心臓血管外科の経験年数	補助人工心臓の経験症 例数

	年	例
	年	例
	年	例
	年	例
	年	例
<b>5 小児循環器科の医師の氏名等</b>		
<b>医師の氏名</b>	<b>小児循環器科の経験年数</b>	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	

**[記載上の注意]**

1. 「1」は実績期間内に100例以上が必要であること。また、当該手術症例一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）別添2の様式52により添付すること。
2. 「2」は実績期間内に50例以上が必要であること。
3. 「3」は実績期間内に3例以上が必要であること。なお、機械的循環補助とは、補助人工心臓、左心バイパス又は左心系脱血を伴う膜型人工肺の装着を指す。また、当該手術症例一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）別添2の様式52により添付すること。
4. 「4」及び「5」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）別添2の様式4を添付すること。なお、次のいずれに該当する医師であるかについて備考欄に記載す

ること。

- ・心臓血管外科の常勤医師
- ・心臓血管外科の常勤医師のうち、心臓血管外科の経験を5年以上有している医師
- ・心臓血管外科の常勤医師のうち、1例以上の補助人工心臓の経験を有している医師
- ・小児循環器科の医師
- ・小児循環器科の医師のうち、小児循環器科の経験を5年以上有している医師

また、当該医師の経歴（当該病院での勤務時間及び当該診療科での経験年数並びに心臓血管外科の常勤医師については機械的循環補助所定の経験の有無が分かるもの）を添付すること。

5. 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。
6. 届出にあたっては、関係学会より認定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格001～084 (略)</p> <p>085、086 脳深部刺激装置用リードセット(4極用)及び脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① 脳深部刺激装置用リードセット(4極用)              次のいずれにも該当すること。              ア、イ (略)              ウ 1本のリードに<u>4つ又は8つ</u>の脳深部刺激用電極を有するものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>087～128 (略)</p> <p>129 補助人工心臓セット</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方              使用方法及び対象患者により<u>体外型(9区分)</u>、<u>植込型(拍動流型)(1区分)</u>、<u>植込型(非拍動流型)(3区分)</u>及び<u>水循環回路セット(1区分)</u>の合計<u>14区分</u>に区分する。</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① <u>体外型・成人用</u>              重症心不全患者に対し、心機能を含む全身循環を正常に維持するこ</p>	<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格001～084 (略)</p> <p>085、086 脳深部刺激装置用リードセット(4極用)及び脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① 脳深部刺激装置用リードセット(4極用)              次のいずれにも該当すること。              ア、イ (略)              ウ 1本のリードに<u>4つ</u>の脳深部刺激用電極を有するものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>087～128 (略)</p> <p>129 補助人工心臓セット</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方              使用方法及び対象患者により<u>体外型(1区分)</u>、<u>植込型(拍動流型)(1区分)</u>、<u>植込型(非拍動流型)(3区分)</u>及び<u>水循環回路セット(1区分)</u>の合計<u>6区分</u>に区分する。</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① <u>体外型</u>              重症心不全患者に対し、心機能を含む全身循環を正常に維持するこ</p>

とを目的に使用する体外設置式補助人工心臓セット(補助人工心臓血液ポンプ、送血用カニューレ、脱血用カニューレ、駆動用チューブ、心房カフ、スキнкаフ、タイバンド及びシリコン栓を含む。)であること。

② 体外型・小児用・血液ポンプ

小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用の血液ポンプであること。

③ 体外型・小児用・心尖部脱血用カニューレ

小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用の心尖部脱血用カニューレであること。

④ 体外型・小児用・心房脱血用カニューレ

小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用の心房脱血用カニューレであること。

⑤ 体外型・小児用・動脈送血用カニューレ

小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用

とを目的に使用する補助人工心臓セット(補助人工心臓血液ポンプ、送血用カニューレ、脱血用カニューレ、駆動用チューブ、心房カフ、スキнкаフ、タイバンド及びシリコン栓を含む。)であること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)



用される体外設置式補助人工心臓用の動脈送血用カニューレであること。

⑥ 体外型・小児用・アクセサリセット

小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用のアクセサリセットであること。

(新設)

⑦ 体外型・小児用・ドライビングチューブ

小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用のドライビングチューブであること。

(新設)

⑧ 体外型・小児用・カニューレコネクティングセット

小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用のカニューレコネクティングセットであること。

(新設)

⑨ 体外型・小児用・カニューレエクステンションセット

小児の重症心不全患者で薬物治療、外科手術及び補助人工心臓以外の循環補助法では治療が困難であって、体外設置式補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された症例に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される体外設置式補助人工心臓用のカニューレエクステンション

(新設)

<p><u>セットであること。</u></p> <p>⑩ 植込型（拍動流型） （略）</p> <p>⑪ 植込型（非拍動流型）・磁気浮上型 （略）</p> <p>⑫ 植込型（非拍動流型）・水循環型 （略）</p> <p>⑬ 植込型（非拍動流型）・軸流型 （略）</p> <p>⑭ 水循環回路セット （略）</p> <p>130～186 （略）</p>	<p>② 植込型（拍動流型） （略）</p> <p>③ 植込型（非拍動流型）・磁気浮上型 （略）</p> <p>④ 植込型（非拍動流型）・水循環型 （略）</p> <p>⑤ 植込型（非拍動流型）・軸流型 （略）</p> <p>⑥ 水循環回路セット （略）</p> <p>130～186 （略）</p>
--	--